

令和 7 年度

最新規制適合自動車代替促進事業

補助制度のご案内書

この制度は、大気環境の改善を図るため、貨物自動車等(トラック等)・乗合自動車等(バス等)をより環境性能のよい「最新規制適合自動車」に買い替える場合に補助を行うものです。

<受付期間>令和8年3月2日(月)まで

◎受付は先着順です。予算額に達した日をもって受付を終了します。

◎補助は事前申請です。交付決定後に車両登録、代金支払いをしてください。

◎旧車（買い替え前の自動車）は、「軽油を燃料とする自動車」については平成17年自動車排出ガス規制以前の車両に限り、「ガソリン又はLPガスを燃料とする自動車」については平成16年自動車排出ガス規制以前の車両に限ります。

◎最新規制適合自動車への代替を目的とする国の補助とは重複できません。

令和7年4月

名古屋市長

目 次

ページ

1 補助を申請できる方	1
2 補助要件	2
3 補助金額	7
4 補助金交付の流れ	7
5 受付方法	8
6 補助金の交付申請について	9
7 完了報告について	10
8 補助金の請求について	11
9 その他	12
参考 名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資のご案内	13
申請書類等の提出先・問い合わせ先	裏表紙

(注意事項)

- ◇受付期間内に持参、郵送（消印有効）又は電子メールで先着順に受け付けます。
- ◇予算額に達した日をもって受付を終了します。受付終了日に複数の申請があった場合は、当該日に受け付けた申請書の中で抽選を行います。
- ◇補助要件に当てはまらないものは対象となりません。詳しくは2～6ページ「2 補助要件」をご覧ください。
- ◇必ず、交付決定後に新車の新規登録及び購入に係る代金の支払いを行ってください。
交付決定日より前に登録又は支払いを行った場合、補助を受けることはできません。

1 補助を申請できる方

貨物自動車を申請できる方

- 1 名古屋市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、国又は地方公共団体が出資する法人を除く。
 - (1) 次のいずれかに該当する者であって、(2)に該当しない者
 - ア 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 1 項に掲げる中小企業者
 - イ 農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）第 2 条第 1 項に掲げる農業者等
 - ウ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成 14 年法律第 128 号）第 13 条第 2 項に掲げる林業者等
 - エ 中小漁業融資保証法（昭和 27 年法律第 346 号）第 2 条第 1 項に掲げる中小漁業者等
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 9 号までに掲げる中小企業団体
- 2 1 に掲げる者を自動車の使用者として貸し渡しを行う自動車リース事業者

乗合自動車を申請できる方

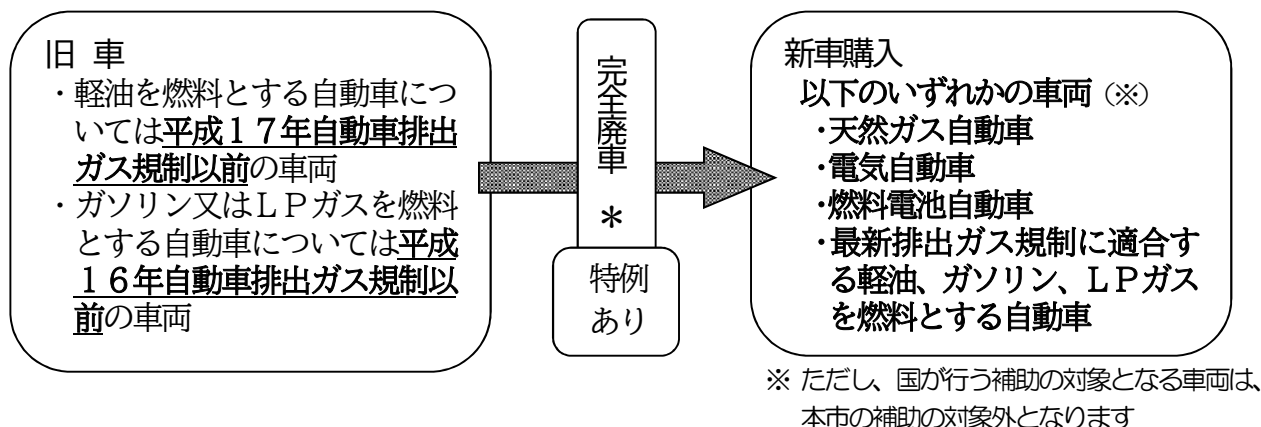
- 1 名古屋市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、国の地方行政機関、地方公共団体及び国又は地方公共団体が出資する法人を除く。
 - (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校を設置する者
 - (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設を設置する者
 - (3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する第一種社会福祉事業又は第二種社会福祉事業を営む者
 - (4) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の五第 1 項に規定する病院若しくは同条第 2 項に規定する診療所、同法第 1 条の六第 1 項に規定する介護老人保健施設、同条第 2 項に規定する介護医療院又は同法第 2 条第 1 項に規定する助産所を設置する者
 - (5) 「貨物自動車を申請できる方」の 1 の対象者に掲げる者
- 2 1 に掲げる者を自動車の使用者として貸し渡しを行う自動車リース事業者

対象とならない方

- ・個人（事業を行っていない方）※個人事業主は対象になります。
- ・レンタルで導入又はレンタルに使用する場合
- ・既に車両登録、支払いをしている場合
- ・代金支払いがクレジット購入や割賦方式等で、所有権が他者に留保される場合
- ・最新規制適合自動車への代替を目的とする国の補助の対象となる場合

2 補助要件 (具体的な要件は3～6ページをご覧ください)

◎貨物自動車等・乗合自動車等を完全廃車（「永久抹消登録」又は一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」）し、最新規制適合自動車に買い替えること。



*【旧車完全廃車不要の特例要件】

新車に次の車両を購入する場合に限り、旧車の完全廃車は不要です。

(ただし、旧車をそのまま所有し続けることは原則不可。下取りに出すことが可能です。旧車の所有者がリース事業者の場合のみ、使用者の変更でも可とします。)

- ・天然ガス自動車
- ・電気自動車
- ・燃料電池自動車
- ・軽油、ガソリン、LPガス（液化石油ガス）を燃料とする車両総重量3.5トン超7.5トン以下の自動車で平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能の良いもの
- ・軽油、ガソリン、LPガス（液化石油ガス）を燃料とする車両総重量7.5トン超の自動車で平成27年度燃費基準を満たすもの

*【廃車手続きの特例：廃車手続きに日数がかかる場合】

- ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法といいます。）」の施行に伴い、抹消・解体届出の完了には相当の日数がかかることがありますので、自動車リサイクル法上の引取業者から発行される同法に基づく「使用済自動車引取証明書」の発行日を「永久抹消登録」、又は「滅失・解体等届出」の日とみなすことができるものとします。
- ・新車（購入車両）の「初度登録日から前後6ヵ月以内」かつ「令和8年3月17日まで」に登録事項等証明書の写し等を提出できない場合は、次の書類を完了報告時に提出してください。

(完了報告時に提出していただく書類)

- ① 自動車リサイクル法に基づく引取業者の「使用済自動車引取証明書」の写し
- ② 補助金交付申請者、引取業者、旧車の所有者の連名で車両を必ず解体する旨の「確約書※」
(※確約書は別添の様式記入例を参考に作成してください。)

*注意：この場合、引取日から6ヵ月以内に解体を完了したことを証する「登録事項等証明書」の写し等を必ず提出してください。提出がない場合は、補助金を返還していただくことになります。

以下の要件にあてはまらない場合は補助対象となりません。

◎貨物自動車等

(1) 新車（購入車両）と旧車の共通要件

- ☐ 事業に使用するものであること（ナンバーの色は問いません。）。
- ☐ 所有者、使用者が変わらないこと。ただし、次の場合は所有者が変わらないとみなすことができる。
 - ・補助対象者が所有する旧車を廃車し、リースにより新車を導入した場合
 - ・旧車の使用者と新車の所有者（リース導入の場合は使用者）が同一の補助対象者の場合
- ☐ 名古屋市内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- ☐ 車両総重量が3.5トン超であること。
- ☐ 用途、車体の形状が原則として変わらないこと。

(2) 新車（購入車両）の要件

- ☐ 車両登録、支払い前であること。
- ☐ 新車購入かつ初度登録であること。
- ☐ 以下に示す最新規制適合自動車であること。
 - ・天然ガス自動車（天然ガスとガソリン等を切り替えて使用するバイフューエル車を含む。）
 - ・電気自動車、燃料電池自動車
 - ・軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。）で、「平成28年排出ガス規制」に適合したもの
 - ・ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車を除く。）で、「平成17年排出ガス（NO_x・PM）規制」に適合したもの
 - ・ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車）で、「平成21年排出ガス（NO_x・PM）規制」に適合したもの
- ☐ 最新規制適合自動車への代替を目的とする国が行う補助の対象車両でないこと。

一度他社名義で登録された新古車は対象外です。
（ただし、販売店の所有権留保は除きます。）

国の補助の例

①「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」で対象となる主な車両

- (1) 軽油を燃料とする事業用（緑ナンバー）貨物自動車（小型・中型）（車両総重量3.5トン超12トン以下）で、平成27年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良いもの
- (2) 軽油を燃料とする事業用（緑ナンバー）貨物自動車（大型）（車両総重量12トン超）で、平成27年度燃費基準より5%以上燃費性能の良いもの

②「ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入加速事業」で対象となる主な車両

- (1) ハイブリッド自動車
- (2) 天然ガス自動車

③「商用車の電動化促進事業」で対象となる主な車両

- (1) 電気自動車
- (2) 燃料電池自動車

- ☐ 令和8年3月17日までに購入代金の全額を支払うこと。
 - ☐ 新車（購入車両）の新規登録を、旧車の自動車検査証の有効期間満了日の6ヵ月後までかつ令和8年3月17日までにを行うこと。
 - ☐ 車両総重量が旧車の1.5倍以内であること。
 - ☐ 2ページの【旧車完全廃車不要の特例要件】により旧車の完全廃車を行わない場合は、以下の車両であること。
 - ・天然ガス自動車
 - ・電気自動車
 - ・燃料電池自動車
 - ・軽油、ガソリン又はLPGガス（液化石油ガス）を燃料とする小型貨物自動車（車両総重量3.5トン超7.5トン以下）で、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能のよいもの
 - ・軽油、ガソリン又はLPGガス（液化石油ガス）を燃料とする中・大型貨物自動車（車両総重量7.5トン超）で、平成27年度燃費基準を満たすもの
- （以降、リース事業者の場合）
- ☐ 令和8年3月17日までに自動車の使用者と自動車賃貸借契約を締結すること。
 - ☐ 自動車賃貸借契約中の月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること。

(3) **旧車**の要件

- ☐ 車齢年超（初度登録年月日から廃車日までが8年超）であること。
- ☐ **軽油を燃料とする自動車**については**平成17年自動車排出ガス規制以前の車両**であること。
（自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制識別記号が下記のいずれかであること。）
 - ・アルファベット1～2文の場合
 - ・アルファベット3文字で、1文字目がA, B, N, Pのうちのいずれかの場合
- ☐ **ガソリン又はLPGガス（液化石油ガス）を燃料とする自動車**については**平成16年自動車排出ガス規制以前の車両**であること。（自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制識別記号がアルファベット1～2文字であること。）
- ☐ 道路運送車両法第15条に基づく「永久抹消登録」又は同法第16条第3項に基づく一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」により**廃車手続き**を行うこと。（一時抹消しただけでは、補助の対象になりません。）
- ☐ 新車（購入車両）の初度登録日から前後6ヵ月以内かつ令和8年3月17日までに「永久抹消登録」又は一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」を完了すること。
- ☐ 2ページの【旧車完全廃車不要の特例要件】により旧車を完全廃車しない場合は、新車（購入車両）の初度登録日から前後6ヵ月以内かつ令和8年3月17日までに旧車の使用者変更を完了すること。

◎乗合自動車等

(1) 新車（購入車両）と旧車の共通要件

- ☐ 事業に使用するものであること（ナンバーの色は問いません。）。
- ☐ 所有者、使用者が変わらないこと。ただし、次の場合は所有者が変わらないとみなすことができる。
 - ・補助対象者が所有する旧車を廃車し、リースにより新車を導入した場合
 - ・旧車の使用者と新車の所有者（リース導入の場合は使用者）が同一の補助対象者の場合
- ☐ 名古屋市内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- ☐ 乗車定員11人以上（車いす移動車にあっては10人以上）であること。

(2) 新車（購入車両）の要件

- ☐ 車両登録、支払い前であること。
- ☐ 新車購入かつ初度登録であること。
- ☐ 以下に示す最新規制適合自動車であること。
 - ・天然ガス自動車（天然ガスとガソリン等を切り替えて使用するバイフューエル車を含む。）
 - ・電気自動車、燃料電池自動車
 - ・軽油を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。）で、以下の排出ガス（NO_x・PM）基準に適合したもの
 - 車両総重量1.7トン超3.5トン以下の乗合自動車
平成30年排ガス規制
 - 車両総重量3.5トン超の乗合自動車
平成28年排出ガス規制
 - ・ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車を除く。）で、以下の排出ガス（NO_x・PM）基準に適合したもの
 - 車両総重量1.7トン超3.5トンの乗合自動車
平成30年排ガス規制
 - 車両総重量3.5トン超の乗合自動車
平成17年排出ガス規制
 - ・ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする自動車（ハイブリッド自動車含む。吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式の原動機を有する自動車）で、以下の排出ガス（NO_x・PM）基準に適合したもの
 - 車両総重量1.7トン超3.5トンの乗合自動車
平成30年排ガス規制
 - 車両総重量3.5トン超の乗合自動車
平成21年排出ガス規制

一度他社名義で登録された新古車は対象外です。
(ただし、販売店の所有権留保は除きます。)

- ☐ 最新規制適合自動車への代替を目的とする国が行う補助の対象車両でないこと。

国の補助の例

①「ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入加速事業」で対象となる主な車両

(1) ハイブリッド自動車 (2) 天然ガス自動車

②「商用車の電動化促進事業」で対象となる主な車両

(1) 電気自動車 (2) 燃料電池自動車

- ☐ 令和8年3月17日までに購入代金の全額を支払うこと。
- ☐ 新車（購入車両）の新規登録を、旧車の自動車検査証の有効期間満了日の6ヵ月後までかつ令和8年3月17日までにを行うこと。
- ☐ 2ページの【旧車完全廃車不要の特例要件】により旧車の完全廃車を行わない場合は、以下の車両であること。
- ・天然ガス自動車
 - ・電気自動車
 - ・燃料電池自動車
 - ・軽油、ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする車両総重量3.5トン超7.5トン以下の自動車で、平成27年度燃費基準値より5%以上燃費性能のよいもの
 - ・軽油、ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする車両総重量7.5トン超の自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの

（以降、リース事業者の場合）

- ☐ 令和8年3月17日までに自動車の使用者と自動車賃貸借契約を締結すること。
- ☐ 自動車賃貸借契約中の月々のリース料金に補助金相当額分の値下がり反映されること。

(3) **旧車**の要件

- ☐ 車齢8年超（初度登録年月日から廃車日までが8年超）であること。
- ☐ **軽油を燃料とする自動車**については**平成17年自動車排出ガス規制以前の車両**であること。
（自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制識別記号が下記のいずれかであること。）
- ・アルファベット1～2文の場合
 - ・アルファベット3文字で、1文字目がA, B, C, D, N, Pのうちのいずれかの場合
- ☐ **ガソリン又はLPガス（液化石油ガス）を燃料とする自動車**については**平成16年自動車排出ガス規制以前の車両**であること。（自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制識別記号がアルファベット1～2文字であること。）
- ☐ 道路運送車両法第15条に基づく「永久抹消登録」又は同法第16条第3項に基づく一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」により**廃車手続き**を行うこと。（一時抹消しただけでは、補助の対象になりません。）
- ☐ 新車（購入車両）の初度登録日から前後6ヵ月以内かつ令和8年3月17日までに「永久抹消登録」又は一時抹消登録後の「滅失・解体等届出」を完了すること。
- ☐ 2ページの【旧車完全廃車不要の特例要件】により旧車を完全廃車しない場合は、新車（購入車両）の初度登録日から前後6ヵ月以内かつ令和8年3月17日までに旧車の使用者変更を完了すること。

3 補助金額

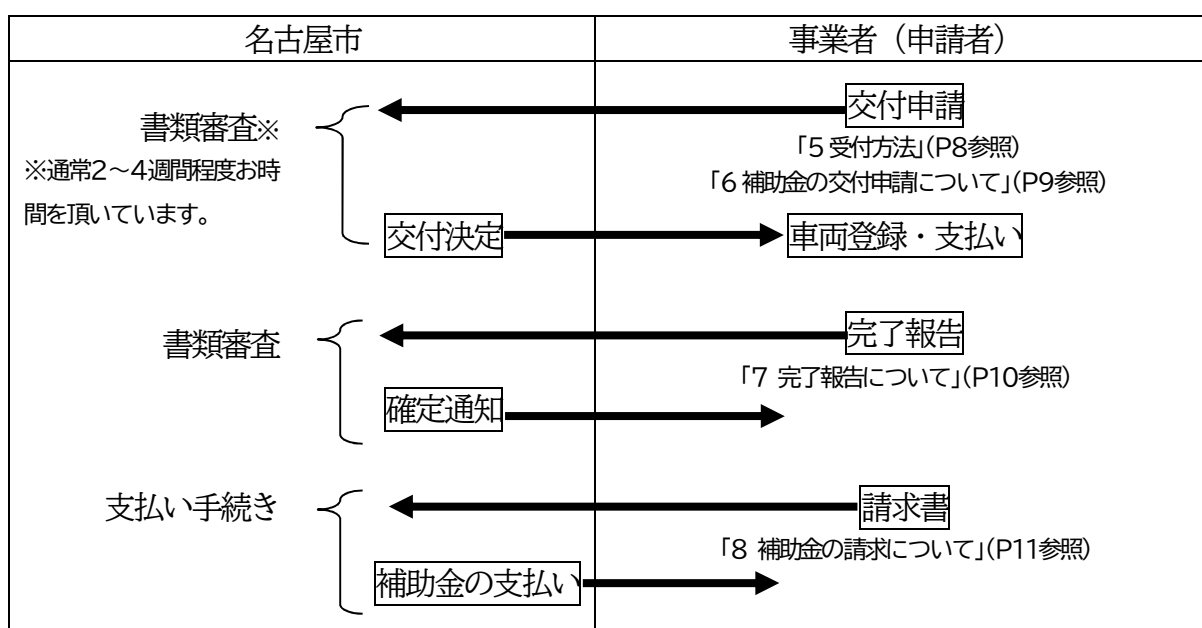
- ◎小型貨物自動車（車両総重量3.5トン超7.5トン以下）
30万円（旧車の名義変更を廃車とみなす場合は10万円）
- ◎中型貨物自動車（車両総重量7.5トン超12トン以下）
40万円（旧車の名義変更を廃車とみなす場合は20万円）
- ◎大型貨物自動車（車両総重量12トン超）
50万円（旧車の名義変更を廃車とみなす場合は30万円）
- ◎乗合自動車
35万円（旧車の名義変更を廃車とみなす場合は15万円）

なお、補助台数は1者あたり2台を限度とします。また、変更交付申請（交付決定後の事業内容変更）を実施した場合は、変更前と変更後の補助金額のうち、低い方を適用します。

予算額：210万円

※先着順に申請を受け付け、補助金交付申請額の総額が予算に達した日をもって受付を終了します。また、その後の申請は、補欠（キャンセル待ち）として受付します。

4 補助金交付の流れ



注1 交付申請時に補助要件を満たしていても、完了報告時に補助要件を満たしていなければ、補助金の支払いはできません。

注2 交付決定後に車両登録、支払いをしてください。

5 受付方法

◎持参、郵送（当日消印有効）又は電子メール

※受付期間内で先着順。予算額に達した場合は、その日で受付を終了します。受付終了日に複数の申請があった場合は、当該日に受け付けた申請書の中で抽選を行います。

<電子メールによる手続きについて>

- 申請書や報告書などの様式において代表者印の押印は不要です。電子メールでも書類を提出できます。その場合は、下記の点に留意してください。
- 提出書類一はPDFファイルまたは画像データにしてください。
- メールの件名は、「名古屋市最新規制適合自動車代替促進事業補助金申請」「名古屋市トラック補助金申請」など、補助金の申請手続きであるとわかるように記載してください。
- 名古屋市環境局大気環境対策課（a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp）あてに電子メールで送付してください。
- 最初に提出書類一式が送付されたメールアドレスを事業者ごとに登録します。大気環境対策課へのメール送付は、以後同一のアドレスを使用してください。使用するアドレスを変更したい場合は再度自動車検査証等の送付が必要となりますので、別途ご相談ください。

6 補助金の交付申請について

<受付期間> 令和7年4月1日（火）から令和8年3月2日（月）まで

<提出書類（⑦～⑨はリース事業者の場合、⑩は個人事業主の場合に添付してください。）>

- ① 補助金交付申請書（様式第1又は様式第2）
- ② 事業計画書（様式第1-2又は様式第2-2）
- ③ 購入する車両の「見積書」の写し（リースの場合はリースの契約書又は見積書）（※一式表示は不可。車両本体価格、天然ガス自動車への改造費、架装、付属品、諸費用、特別仕様、消費税及び地方消費税など内訳が分かるもの。リースの場合は補助金を適用した上で見積もりをしてください。）
- ④ 旧車の「自動車検査証」の写し（自動車検査証上の交付年月日が令和5年1月4日以降の場合は自動車検査証記載事項の写し）、又は既廃車車両の「登録事項等証明書」の写し
- ⑤ 委任状（様式）（申請者が代表者ではない（「名古屋営業所長」など代表権のない）場合）
- ⑥ 新車（購入車両）の概要（車両総重量・最大積載量・型式等）が分かる書類（カタログ、諸元表等（型式から最新規制適合であることが不明な場合は適合であることが分かる書類も含む））
- ⑦ 貸与料金の算定根拠明細書（様式第3）
- ⑧ 使用者（借受人）の営む主な事業及びその内容が分かる書類
- ⑨ 使用者（借受人）の使用の本拠の位置が分かる書類
- ⑩ 個人で事業を営んでいることが分かる書類（直近の確定申告書の第一表の写し、開業届の控え等）

<その他>

- ・ 交付申請に基づき内容について適否を審査のうえ、交付を決定します。
- ・ 交付を決定次第、本市から「交付決定通知書」を送付します。この書類は補助金支払の際に使用しますので、大切に保管してください。
- ・ 交付決定後に交付申請の内容に変更が生じた場合は、「変更交付申請書（様式第6）」と「交付決定通知書」の写しを提出してください。
- ・ 交付決定後に交付を辞退する場合は、「補助金交付辞退届（様式第8）」と「交付決定通知書」の写しを提出してください。
- ・ 押印の廃止に伴い、リース事業者による申請の際には、交付決定時に車両の使用者に対し補助金の交付申請がされている旨のお知らせをさせていただきます。

7 完了報告について

◎名古屋市からの交付決定後、車両購入・登録等が完了した際、速やかに完了報告をしてください。

<提出期限> 令和8年3月17日（火）まで

<提出書類（⑨⑩はリース事業者の場合添付してください。）>

- ① 完了報告書（様式第9又は様式第10）
- ② 事業実施報告書（様式第9-2又は様式第10-2）
- ③ 「領収書等※」の写し（車両本体及び架装費用等の全てについて）
※代金の一部又は全額を約束手形にて支払った旨の領収書である場合は、「受取証明書」も添付すること。
- ④ 新車（購入車両）の「自動車検査証記載事項※」の写し（型式から最新規制適合であることが不明な場合は適合であることが分かる書類も含む）
※販売店の所有権留保を解除した場合は、初度登録時の自動車検査証記録事項及び移転登録後の自動車検査証記録事項の写しのいずれも提出すること。販売店の所有権留保を解除していない場合は、⑧の書類の提出が必要。
- ⑤ 旧車の「登録事項等証明書」の写し等※（旧車の廃車または名義変更をしたことがわかるもの）
※旧車の廃車手続きをしたが、登録事項等証明書の記載が「一時抹消」となっている場合で、自動車リサイクルシステムの車両状況照会において該当車両の解体報告記録日が確認できる場合は、そのページの写しを添付すること。
※提出期限までに廃車ができない場合は以下の書類を提出すること。
 - 自動車リサイクル法に基づく引取業者の「使用済自動車引取証明書」の写し
 - 補助金交付申請者・引取業者・旧車の所有者の連名で車両を必ず解体する旨の「確約書」（様式）
この場合、解体を完了したことを証する「登録事項等証明書」の写しを引取日から6ヵ月以内に必ず提出すること。
- ⑥ 新車（購入車両）の写真2枚（架装部分・ナンバーを含む車両全景写真1枚及びナンバーを含む補助を受けた車両である旨の啓発ステッカー貼付部分の写真1枚）
- ⑦ 「交付決定通知書」の写し又は「変更交付決定通知書」の写し
- ⑧ 新車（購入車両）の「売買契約書」等※の写し（購入車両の自動車検査証記録事項の「所有者の氏名又は名称」欄と補助金交付申請者が異なる場合のみ必要）
※売買契約書を交わしていない場合は、販売店が作成した販売証明書等を提出すること。
- ⑨ 自動車賃貸借契約書の写し
- ⑩ 貸与料金の算定根拠明細書（様式第3）（申請時と異なる場合のみ）

<その他>

- ・完了報告に基づき内容について適否を審査のうえ、補助金の交付額を確定し、「交付額確定通知書」を送付します。
- ・この書類は補助金支払の際に必要なものとなるので、大切に保管してください。

8 補助金の請求について

◎名古屋市からの交付額確定通知を受け取った後、**速やかに**補助金の請求をしてください。

<提出書類（③は本市の口座振替登録をしていない口座での受け取りを希望される場合）>

- ① 補助金請求書（様式第 12）
- ② 「交付額確定通知書」の写し
- ③ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳表紙の裏側等の写し

<その他>

- ・請求書等の内容を確認のうえ、指定された口座に補助金を支払います。
- ・支払い後の連絡は行いませんので、通帳の記入等でご確認ください。

<請求書様式の変更・口座振替登録番号の記載欄の追加について>

- 令和 7 年度に請求書の様式を変更し、名古屋市の口座振替登録番号の記載欄を追加しました。
- 既に名古屋市の口座振替登録をされている事業者は、口座振替登録番号を記入してください。ただし、その場合は、申請者（請求者）と口座振替登録されている代表者が一致している必要があります。
- 登録口座とは別の口座での受け取りが必要な場合は、口座振替登録番号は記入せず、受け取りを希望する口座の情報を記入してください。
- 本補助金の受け取りのために、新たに名古屋市の口座振替登録をしていただく必要はありません。

9 その他

- ・この補助制度は、**最新規制適合自動車への代替を目的とする国の補助制度と併用できません。**県や他の団体の補助制度との併用は可能です。
- ・補助金の交付を受けて取得した車両については、取得後一定期間（次表「耐用年数表」参照）は市長の承認を受けることなく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し（リース事業者で貸与を目的として導入した場合を除く）、担保に供し又は改廃しないでください。併せて、**用途を他に変更しないでください。**
- ・やむを得ず財産を処分等する場合には、事前に、その理由及び内容を記載した「取得した財産の処分に関する承認申請書（様式第13）」を名古屋市に提出し、市の承認を受けてください。この場合、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・当該補助金に関する書類は、車両の耐用年数が経過するまで保存してください。

○耐用年数表（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）より作成）

構造又用途	細 目		耐用年数 (年)
特殊自動車（タンク車、じんかい車、し尿車、その他特殊車体を架装したもの）	「小型車」（じんかい車、し尿車は積載量2t以下、その他は総排気量 2ℓ以下）		3
	「小型車以外」（じんかい車、し尿車は積載量2t超、その他は総排気量 2ℓ超）		4
運送事業用、自動車教習所用車両	自動車（乗合自動車を除く）	「小型車」（貨物自動車は積載量 2t以下、その他は総排気量 2ℓ以下）	3
		「小型車以外・大型乗用車以外」（貨物自動車は積載量2t超、その他は総排気量2ℓ超、乗用車は3ℓ未満）	4
	乗合自動車（緑ナンバー）		5
前掲のもの以外の自動車	貨物自動車	ダンプ式のもの	4
		ダンプ式以外のもの	5
	その他（乗合自動車・乗用車（白ナンバー））		6

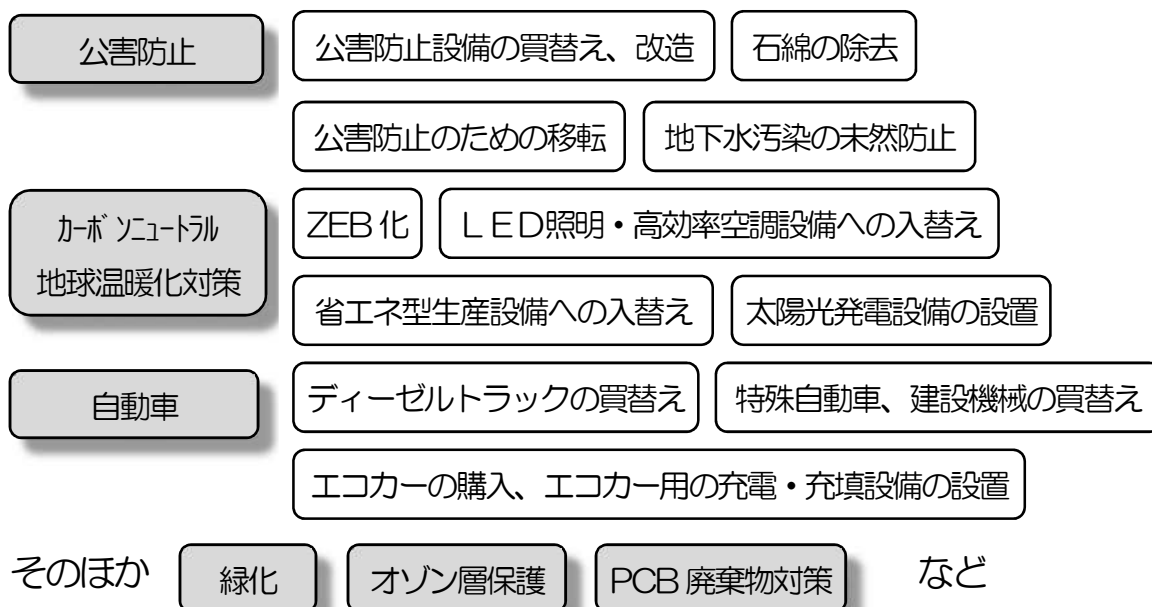
※自動車検査証の最大積載量、総排気量、車体の形状等でご確認ください。

参考 名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資のご案内

【公害防止・カーボンニュートラル（地球温暖化対策）・自動車】

- 償還期間 7年又は10年以内 **長期・低利・固定金利** の融資です。
- 支払った利子について、**全額 又は 半額** の補助が受けられます。
(一部利子補助なしの事業があります。)

◎こんなときにご利用ください



◎補助金等との併用

必要経費の範囲内であれば、他の融資・補助金制度と併用できますが、他制度の対象となった費用は、環境保全・省エネルギー設備資金融資の対象外となります。

◎お問い合わせ先

名古屋市環境局大気環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL：(052) 972-2674

メールアドレス：a2674@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

市公式ウェブサイト：「名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資について」

<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/38-3-20-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



名古屋市 環境保全 融資

検索

申請書類等の提出先・問い合わせ先

名古屋市環境局大気環境対策課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL：(052) 972-2682

メールアドレス：a2682@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

市公式ウェブサイト：「最新規制適合自動車代替促進事業」

<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/category/38-3-20-2-0-0-0-0-0-0-0.html>



名古屋市 最新規制

検索

